

## 高知県林業専用道（規格相当）及び 森林作業道設計・技術審査会規約

（趣旨）

第1条 この規約は、高知県森林整備加速化・林業再生協議会規約第15条第1項の規定に基づき、林業専用道（規格相当）及び森林作業道設計・技術審査会（以下、「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定め、高知県森林整備加速化・林業再生基金事業等の円滑な実施を図るものとする。

（業務）

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）高知県（以下、「県」という。）が別に定める林業専用道の作設に関する指針（以下、「指針」という。）の基準により難しい林業専用道（規格相当）の整備を行う場合や、事業実施主体が自ら工事を実施する場合等について、その理由及び必要とする措置等を検討し、高知県森林整備加速化・林業再生協議会（以下、「協議会」という。）へ報告する等の事務を行う。
- （2）林業専用道（規格相当）の開設費が定額の単価25,000円/mを超えると見込まれる路線が生じた場合、事業主体等から設計図書を含む当該路線の実施計画の内容、定額単価を必要とする理由等について説明を受け、十分な検討を行ったうえで、やむを得ないと判断される場合、その概要について協議会へ報告を行う。
- （3）指針の基準により難しい林業専用道（規格相当）であって、地域ごとに定着している作業システム等を考慮し、県が新たな基準（以下、「例外値」という。）を定めることが必要と見込まれる場合、路線毎に例外値の内容（設計図書を含む）及び適用する場合に必要な対策等について、事業主体等から説明を受け、十分な検討を行ったうえで、やむを得ないと判断される場合、その概要について協議会へ報告を行う。
- （4）県が例外値を定めた場合、当該例外値を適用する事業体について、その内容が指針の例外となる場合であること、理由及び利用の制限等必要な措置をとることを条件に付して承認を行う。また、承認をした場合は、遅滞なくその旨を協議会へ報告を行う。
- （5）林業専用道（規格相当）について、事業実施主体が自ら工事を実施しようとする場合は、林業専用道の作設等の土木建設工事の実績や建設業の許可、工事の実行体制（建設機械運転、施工管理の有資格者の配置等）など、技術的な適正性について、事業実施主体から説明を受け、十分な

検討を行ったうえで、やむを得ないと判断される場合、その概要について協議会へ報告を行う。

(6) 基金事業等の円滑な実施を行うため、関連する事項について必要と認める場合、意見交換等を行う。

(委員)

第3条 審査会は別紙の委員で組織するものとする。

2 審査会長は、高知県林業振興・環境部木材増産推進課チーフ（間伐担当）とする。

(事務局)

第4条 審査会の事務を処理するため、事務局を高知県林業振興・環境部木材増産推進課に置く。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は、審査会長が定める。

附則

(施行期日等)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

別紙

所属	委員	備考
高知県林業振興・環境部 林業環境政策課	チーフ (企画担当)	
高知県林業振興・環境部 森づくり推進課	チーフ (公営林担当)	
高知県林業振興・環境部 木材増産推進課	チーフ (間伐担当)	審査会長
高知県林業振興・環境部 木材増産推進課	チーフ (森の工場担当)	
高知県林業振興・環境部 治山林道課	チーフ (林道担当)	
高知県林業振興・環境部 森林技術センター	企画支援課チーフ	
高知県林業振興・環境部 該当する林業(振興)事務所	チーフ (間伐担当)	